

旭川市子ども・子育て審議会の会議公開等に関する取扱いについて

1 会議の公開

会議については原則公開。(旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当するおそれがあると本審議会が認める場合を除き、原則公開することとなっている。)

2 会議の傍聴等

傍聴者(報道関係者を除く。以下同じ。)の定員は5名程度。

傍聴希望者が定員を超える場合は、スペースの状況に応じて対応しているが、会議室に入りきらない場合は、先着順。受付は、会議開始10分前まで。

傍聴者は、次の事項を守らなければならないこととし、守られない場合について、会長は退場を命じることができる。

- (1) 会長の指示に従うこと。
- (2) 会議において発言しないこと。
- (3) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れず、静穏に傍聴すること。
- (6) 会議において撮影、録音等をしないこと。ただし、審議会で承認した場合についてはこの限りではない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

3 会議資料の提供

傍聴者には会議資料を提供するものとし、配布又は閲覧の方法により行う。

4 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名は記載しない。また、会議録の内容については会長及び副会長の確認を得た後に、公表。

5 会議録の公表

会議録については、市のホームページにて公表。